

徳島県選挙管理委員会告示第48号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成14年徳島県選挙管理委員会告示第166号）は、廃止する。